

# 全 員 協 議 会 次 第

日 時 平成30年12月13日（木）  
本会議終了後  
場 所 第1・第2委員会室

## 【 協 議 事 項 】

- (1) 平成30年度12月追加補正予算の概要について
- (2) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について
- (3) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例について
- (4) 盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
について

平成30年度12月追加補正予算の概要について

平成30年12月13日  
財 政 部

平成30年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

会 計 別		前回までの累計額	補正予算額	計
一 般 会 計		112,812,681	4,068,656	116,881,337
特 別 会 計	公設浄化槽事業費	8,843		8,843
	農業集落排水事業費	529,030		529,030
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	203,725		203,725
	国民健康保険費	26,810,066		26,810,066
	介護保険費	25,359,075		25,359,075
	後期高齢者医療費	3,066,980		3,066,980
	中央卸売市場費	1,320,023		1,320,023
	土地取得事業費	13,022		13,022
	東中野財産区	2,677		2,677
	東中野, 東安庭, 門財産区	704		704
	計	57,314,145		57,314,145
総 計		170,126,826	4,068,656	174,195,482

企業会計

(単位 千円)

区 分		収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計
水道事業	前回までの累計額	7,801,111	5,996,848	635,679	5,398,528	8,436,790	11,395,376
	今回補正予算額						
	計	7,801,111	5,996,848	635,679	5,398,528	8,436,790	11,395,376
下水道事業	前回までの累計額	8,470,238	7,917,375	2,623,050	6,005,042	11,093,288	13,922,417
	今回補正予算額						
	計	8,470,238	7,917,375	2,623,050	6,005,042	11,093,288	13,922,417
病院事業	前回までの累計額	4,276,186	4,209,153	629,685	629,685	4,905,871	4,838,838
	今回補正予算額						
	計	4,276,186	4,209,153	629,685	629,685	4,905,871	4,838,838

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補正額	計
1	市 税	42,427,727		42,427,727
2	地 方 譲 与 税	924,400		924,400
3	利 子 割 交 付 金	60,379		60,379
4	配 当 割 交 付 金	101,621		101,621
5	株式等譲渡所得割交付金	99,163		99,163
6	地 方 消 費 税 交 付 金	6,025,588		6,025,588
7	ゴルフ場利用税交付金	25,696		25,696
8	特別地方消費税交付金	1		1
9	自動車取得税交付金	149,968		149,968
10	地 方 特 例 交 付 金	158,706		158,706
11	地 方 交 付 税	13,506,412		13,506,412
12	交通安全対策特別交付金	59,684		59,684
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,460,627		1,460,627
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,843,593		1,843,593
15	国 庫 支 出 金	19,712,839	461,995	20,174,834
16	県 支 出 金	7,509,504		7,509,504
17	財 産 収 入	1,519,892		1,519,892
18	寄 附 金	107,817		107,817
19	繰 入 金	2,590,891	75,461	2,666,352
20	繰 越 金	1,036,424		1,036,424
21	諸 収 入	1,632,408		1,632,408
22	市 債	11,859,341	3,531,200	15,390,541
	歳 入 合 計	112,812,681	4,068,656	116,881,337

歳 出

(単位 千円)

款	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	651,809		651,809				
2	総 務 費	12,553,138		12,553,138				
3	民 生 費	45,591,663		45,591,663				
4	衛 生 費	8,321,781		8,321,781				
5	労 働 費	299,870		299,870				
6	農 林 費	2,935,491		2,935,491				
7	商 工 費	1,468,854		1,468,854				
8	土 木 費	16,183,361		16,183,361				
9	消 防 費	4,215,299		4,215,299				
10	教 育 費	7,981,703	4,068,656	12,050,359	461,995	3,531,200		75,461
11	災 害 復 旧 費	15,037		15,037				
12	公 債 費	12,544,675		12,544,675				
13	予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計		112,812,681	4,068,656	116,881,337	461,995	3,531,200		75,461

平成30年度 12月追加補正予算事業

《 一般会計 》

(単位 千円)

款	(部) 課等名	事業名	事業費
10 教育費	(教育委員会) 総務課	小学校、中学校及び幼稚園への空調（エアコン）の設置を行うものとし、関連経費としてエアコンの設置のほか、必要な電気設備の設置改修や配管・配線、設計や監理委託等を実施するもの。	
		小学校空調設備整備事業  小学校 42校 (普通教室 597室, 保健室・校長室・職員室等 139室)  ○経費内訳 ・工事請負費 2,358,910千円 ・委託料 228,837千円 [ 実施設計業務委託 125,679千円 設計監理業務委託 17,135千円 工事監理業務委託 86,023千円 ] ・事務費 472千円	2,588,219
		中学校空調設備整備事業  中学校 23校 (普通教室 264室, 保健室・校長室・職員室等 75室)  ○経費内訳 ・工事請負費 1,264,013千円 ・委託料 122,621千円 [ 実施設計業務委託 67,345千円 設計監理業務委託 9,181千円 工事監理業務委託 46,095千円 ] ・事務費 253千円	1,386,887
		幼稚園空調設備整備事業  幼稚園 3園 (普通教室 9室, 保健室・職員室 3室)  ○経費内訳 ・工事請負費 85,261千円 ・委託料 8,271千円 [ 実施設計業務委託 4,543千円 設計監理業務委託 619千円 工事監理業務委託 3,109千円 ] ・事務費 18千円	93,550
※国の平成30年度一般会計補正予算（第1号）関連事業			

盛岡市職員給与支給条例等について

平成30年12月13日

総務部

I 盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

1 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定（平成30年4月1日適用）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.15%	0.21%

イ 初任給調整手当の改定（平成30年4月1日適用）

医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を30万8,600円（現行30万8,300円）に改める。

ウ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(7) 再任用職員以外

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	1.225	1.225	1.30
	勤勉手当	0.875	0.875	0.925
12月期	期末手当	1.375	1.375	1.30
	勤勉手当	0.875	0.975	0.925
合計		4.35	4.45	4.45

(4) 再任用職員

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	0.65	0.65	0.725
	勤勉手当	0.425	0.425	0.45
12月期	期末手当	0.80	0.80	0.725
	勤勉手当	0.425	0.475	0.45
合計		2.30	2.35	2.35

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員） 改定率0.18%（平成30年4月1日適用）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定 (30年度)	改定 (31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

### 3 施行期日

- (1) 2-(1) ア・イ・ウ (平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(2) ア・イ (平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。) 公布の日
- (2) 2-(1) ウ (平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(2) イ (平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。) 平成31年4月1日

## II 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について

### 1 提案理由

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

### 2 改正の内容

- (1) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和31年条例第22号) の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定 (30年度)	改定 (31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

### 3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日

## III 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例について

### 1 提案理由

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

### 2 改正の内容

- (1) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 (昭和26年条例第2号) の一部改正
- 期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定 (30年度)	改定 (31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

### 3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日